

公益社団法人日本舞台音響家協会

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第26条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び手当)

第2条 役員に対しては、報酬を支給しない。

(講師及び原稿執筆謝金)

第3条 役員が講座等の講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、役員でない者と同様に、育成事業の謝礼に関する規程及び出版事業の執筆謝礼に関する規程に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費用)

第4条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(委任)

第5条 この規程の実施について必要な事項は理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議において行なう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、一般社団法人日本舞台音響家協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成29年6月15日に一部を改訂する。
- 3 この規程は、平成30年6月28日に一部を改訂する。
- 4 この規程は、平成30年11月15日に一部を改訂する。
- 5 この規程は、平成30年11月30日に一部を改訂する。